③承認工事許可について(道路法第24条)

新築や改築などの自己都合により、道路の形態や構造等を変える必要がある場合は、自ら費用を負担して 工事を行っていただくことになります。また、建設工事に起因する道路等の損傷についても対象となります。

- ・駐車場の出入りのための道路工事(L形溝切下げ、歩道切下げ、植栽帯切り開き、ガードレール切り開き 及び街路灯、カーブミラーなどの移設)
 - ・沿道掘削、建築工事などの起因による復旧工事
 - ・まちづくり条例、開発指導要綱等に伴う道路整備工事など

これらの工事を行う場合、事前に承認を受けなければなりません。承認を受けずに工事を行うと、構造物の 撤去や、道路の修復、罰金の支払いを命じられることがあります。

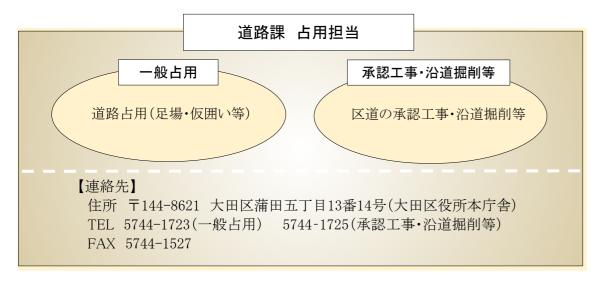
承認工事申請の提出部数は二部で、標準的書類は下記のとおりです。なお、工事内容によっては、必要書類 が異なる場合がありますので、事前に書類内容を申請窓口で確認する必要があります。

添付書類

道路工事施行承認申請書、委任状・誓約書、案内図、現況 (平面・構造) 図、計画 (平面・構造) 図、 現状写真(道路工事の対象となる場所、範囲が確認できる写真)

書類提出後、内容審査に10日程度かかります。余裕をもって提出してください。

パンフレット記載のこれらの申請は道路課占用担当で受け付けています。 現場立会い等のため担当者不在の場合もありますので、予めご連絡の上、窓口までお越しください。



大森警察署

大森中 1-1-16 TELO3-3762-0110 田園調布警察署

田園調布 1-1-8 Tel 03-3722-0110

蒲田警察署

蒲田本町 2-3-3 池上 3-20-10 Tel 03-3731-0110 Tel 03-3755-0110 東京湾岸警察署 江東区青海 2-7-1

Tel 03-3570-0110

対象道路が大田区が管理している道路以外の場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

池上警察署

対象道路	担当事務所	連絡先		
国道	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所	03-3799-6315		
都道	東京都建設局第二建設事務所管理課占用係	03-3774-8184		
港湾道路	東京都港湾局東京港管理事務所港湾道路管理課監察占用係	03-5463-0224		

沿道掘削・道路占用許可・承認工事許可に 関する手続き

道路を正しく使用するためにも、以下のように道路を使用する場合は、事前 に道路管理者の許可または承認が必要です。

①沿道掘削

建築工事で、道路沿いの敷地(沿道区域)を掘削したい

②道路占用許可

道路上に足場、工事用仮囲い、突出看板や日よけなどを設置したい ※ここでいう「道路」には道路の上空も含まれます

③承認工事許可

車の出入りのため、歩道を切り下げたり、ガードレールなどの撤去工事を したい

『道路の適正利用に向けたご協力をお願いします。』

道路は正しく 使いましょう!



①沿道掘削について(道路法第44条)

ビルなどの建築工事で、道路沿いの敷地 (沿道区域) を掘削する場合は工事の概要を届け出て承認を受け

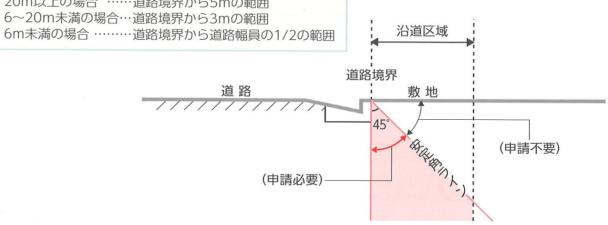
承認が必要な工事は、大田区が管理している道路の場合、一般的に沿道区域内で安定角(45°)ライン以下 に掘り下げる工事です。(ただし、これ以外に承認を必要とする場合もあります。)

沿道区域とは?

道路に接続する地域で前面道路の幅員が、

20m以上の場合 ……道路境界から5mの範囲

6~20m未満の場合…道路境界から3mの範囲



沿道掘削願いの提出部数は二部で、次の書類を添付してください。

添付書類

委任状・誓約書・案内図・建物配置図・平面図・断面図・山留計画図・山留計算書・掘削山留工事仕様書 土質柱状図·工程表·現状写真

書類提出後、承認まで10日程度かかります。余裕をもって提出してください。

OXHIX - 1 -

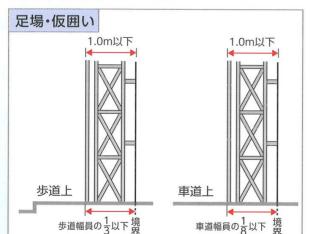
②道路占用許可について(道路法第32条)

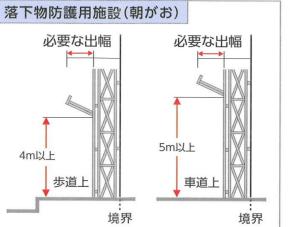
許可を受けられる物件

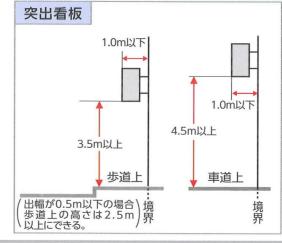
- 例)・足場(工事期間のみ)
 - ・工事用仮囲い(工事期間のみ)
 - ・突出看板や日よけ (上空のみ)
 - ・商店街路灯やアーケード
 - ・公衆電話BOX、郵便ポスト、消火栓、 バス停などの公共、公益物件

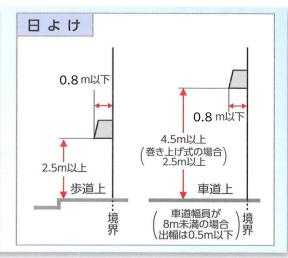
それぞれの物件・施設に応じ、許可条件があり

※歩道とは、ガードレールや植栽帯などで歩車 道が分離されている場合をいいます。









許可が受けられない物件

置き看板・立看板・商品置場・シャッターBOX・家屋など、個人的 または営利目的で道路を狭めて設ける物件には許可はできません。

- 例) ・置き看板、立看板
- 商品置場
- ・広告・看板などの支柱
- ノボリ旗や横断幕
- その他

このような物件は、通行上の支障となり危険であるばかりか、ご高齢の方やお体の不自由な方にとっては大変 迷惑です。また、これらの物件に起因する事故が起きれば、民事上の責任(不法行為による損害賠償責任)を問 われる可能性があります。

道路占用料について

道路を占用する場合は占用料が必要です。これは道路法第39条に基づき、大田区の条例で定められています。料金 は占用する物件の種類、大きさによって異なります。詳しくは4ページ参照の道路課までお問い合わせください。

事務の流れ

申請書の提出 (仮受付)

道路占用許可申請書(道路課にあります)、道路使用許可申請書(所轄警察署にあります) を道路課へ持参し、仮受付印を押印してもらってください。

所轄警察署の意見聴取 仮受付印のある書類を所轄警察署へ申請してください。

本受付

所轄警察署の承認印が押してある道路占用許可申請書を再度道路課へ提出してください。 (本受付となります。)

審 查

道路課で審査。(許可までに10日程度かかります。)

許可書の発行

許可が決定したらご連絡いたしますので、道路課にお越しください。

納入通知書をお渡ししますので、最寄りの銀行、信用金庫で期日までに納入してください。

手続き完了

以上です。道路占用許可申請書は大切に保管してください。

※許可内容に変更が生じた場合は、道路課へご連絡ください。

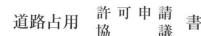
申請手続き

【申請窓口】 道路課で受け付けています。

【道路占用許可申請書】 大田区のホームページからでもダウンロードできます。

※道路占用許可申請書は3枚つづりとなっているため、ホームページからダウンロードした場合は、3枚と もご記入願います。

【道路占用許可申請書の記入例】 書き方が不明な場合は、道路課へお問い合わせください。



(宛先) 大田区長

(法人の場合主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人の場合名称及び代表者の氏名)

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 Lます。 T E L ×××× - ××× × 第35条

占用の場所	路泊	路線名 窓口·大田区				HPでご確認ください				車道・歩道・その他		
	場	所	現	場の何	主所を	記	1					
占用物件		名 科					規	規模			数	量
		足場・仮囲い等 具体的に					道路境界線からの 出幅×延長を記入			面積を記入		
占用の期間			F F	月月	日か日ま		間	占の	用物件	0.000000	ティ・単管ブ 記入	ラケット等
工事の期間			F F	月月	日か日ま		間	エコの	事実施 方 法			
道 路 の 復旧方法								添	付書類	10-01-07	内図・平面図 面図など(2	

その他添付書類(2部ずつ)

- ◆占用場所の案内図
- ◆占用物件の平面図、断面 図、立面図など

(図面に明記するもの)

- ・占用物件の寸法、材料、 及び構造
- · 道路幅、歩道幅員、道路 境界、隣地境界
- ・ガードレール、植栽帯及 び電柱等道路上にある もの(寸法、位置を含む)
- 切り下げがある場合はそ の位置と寸法 (傾斜部分 を明記のこと)

※占用物件の種類、設置状 況・構造等により、別途 添付書類が必要な場合 があります。